

茨木市介護保険高額介護サービス費受領委任払要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市が行う介護保険の要介護被保険者（以下「被保険者」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号）第51条に規定する高額介護サービス費の支給を受けるに当たり、被保険者の委任を受けたサービス事業者（以下「事業者」という。）が高額介護サービス費を受領すること（以下「高額介護サービス費受領委任払」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(適用の対象者)

第2 高額介護サービス費受領委任払の適用を受けることができる者は、施設サービスを受ける被保険者で、次の要件を備える者とする。

(1) 事業者に対し高額介護サービス費相当額の支払が困難であると市長が認める者

(2) 前年度分までの介護保険料を完納していること。

(3) 高額介護サービス費受領委任払に係る事業者の同意が得られること。

(適用の申請等)

第3 高額介護サービス費受領委任払の適用を受けようとする被保険者は、高額介護サービス費受領委任払承認申請書兼支給申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、承認又は不承認について、高額介護サービス費受領委任払承認決定通知書（様式第2号及び様式第3号）又は高額介護サービス費受領委任払不承認決定通知書（様式第4号及び様式第5号）により、申請者及びその者に係る事業者へ通知する。

(自己負担金の徴収)

第4 事業者は、施設サービス費に要した費用の一部負担金のうち、当該申請者の高額介護サービス費に係る自己負担上限額のみを徴収し、高額介護サービス費相当額については徴収を猶予するものとする。

(支給決定及び支払)

第5 第4により猶予された高額介護サービス費相当額は、大阪府国民健康保険団体連合会で審査された介護保険介護報酬明細書の決定額に基づき支給決定し、当該高額介護サービス費の支払いについては、事業者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(その他)

第6 この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年12月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市介護保険高額介護サービス費受領委任払要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

2 この要綱による改正前の茨木市介護保険高額介護サービス費受領委任払要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様

茨木市長



高額介護サービス費受領委任払承認決定通知書

申請のありました「高額介護サービス費受領委任払」について、次のとおり決定しましたので、通知します。

(被保険者用)

被保険者番号																				
被保険者氏名																				
生年月日	年			月			日													
利用サービス事業者の名称																				
利用有効期間	年			月			日			から	年			月			日			まで
利用サービスの内容																				
自己負担上限額				円			年			月			利用分から							

(注意)

- 1 施設への支払金額は、上記の自己負担上限額です。ただし、付加サービスなどによる保険適用外のものを除きます。
なお、保険適用による残りのサービス費は茨木市から直接施設にお支払いします。
- 2 この承認は、上記の施設に入所継続中の場合にのみ有効となります。
また、毎年度7月までの有効期間となりますので、再度申請の手続きが必要となります。
- 3 介護保険料が未納・滞納になりますと、この承認を取り消しますので、納期限内に納付してください。

様

茨木市長



高額介護サービス費受領委任払承認決定通知書

同意のありました下記の被保険者に係る「高額介護サービス費受領委任払」について、次のとおり決定しましたので、通知します。

(サービス事業者用)

被保険者番号										
被保険者氏名										
生年月日	年 月 日									
利用サービス事業者の名称										
利用有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで									
利用サービスの内容										
自己負担上限額	円					年 月 利用分から				

(注意)

- 1 この承認は、月途中の入・退所にかかる月分は対象となりません。
また、年間を通じて入所している被保険者分については、毎年度7月までの有効期間となりますので、再度申請の手続が必要となります。
- 2 この承認は、高額介護サービス費の受領権限のみの委任に限っています。
- 3 上記の利用者負担上限額を超えないときは、その月の委任払は無効となります。

